

## 令和元年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年6月10日(月)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時55分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	欠席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	欠席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	欠席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	13番	吉次 純一郎	出席			
	15番	井上 武		16番	田邊 元史	
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
第3号	非農地証明の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	B級農地の判定結果並びに議決について(追加議案)
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
その他	(1) 活動記録簿の提出について (2) 令和元年度第4回南部町農業委員会総会日程について (3) 中間管理機構の一部変更

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、令和元年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はいません。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。

		す。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	—省略—
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、15 番 井上武委員、16 番 田邊元史委員、書記につきましては田辺操枝書記をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	局 長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】</p> <p>番号 1  土地の表示：            登記：畑    現況：畑        330 m<sup>2</sup>  譲渡人：  譲受人：  契約種別：売買    用途：宅地    倉庫、駐車場</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は電気材料置場のための倉庫兼業務用車庫、及び来客用駐車場です。事業計画から見た転用面積は問題なく、契約種別は売買であり転用妥当と判断しての申請です。売買価格は 10 a あたり 0 円と聞いております。</p> <p>番号 2  土地の表示：            登記：畑    現況：畑        61 m<sup>2</sup>  譲渡人：  譲受人：  契約種別：売買    用途：宅地    多目的倉庫の設置</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は倉庫の移設です。事業計画から見た転用面積は問題なく、契約種別は売買であり転用妥当と判断しての申請です。売買価格は 10 a あたり        円と聞いております。</p>
	議 長	説明があった件については現地調査を行っていますので、庄倉三保子委員さんご説明をお願いします。
庄倉委員	<p>本日 9 時より、恩田会長、市川代理、野口孝志委員、野口龍馬委員、池田委員、頼田委員、井上委員、田邊委員、事務局長、亀尾局長補佐、庄倉の 11 名で現地調査を行いました。</p> <p>番号 1 ですが、現地調査資料の 1P をご覧ください。場所は        から一本国道側に入ったところに電車道がありまして、左に行くと        への道があり、そこに交差点があるかと思いますが、少し米子寄りに入った</p>	

		<p>ところにもう一つ交差点があり、そこを左に入ったところです。</p> <p>2P をご覧ください。さんと書かれている土地にさんが倉庫を建てます。</p> <p>3P をご覧ください。来客用の駐車スペースとして車 2 台分ほどを確保されます。その裏に資材置き場、更に奥に倉庫を建てる予定になっております。道路と段差がありますが道路の高さまで土を盛られる計画です。</p> <p>水路と書いてありますが、たち堰で高さがありますので雨水はここに流れますが、擁壁をして直接流れない形になりますが、倉庫だけですので量はそれほどではないと思います。</p> <p>4P をご覧ください。プレハブの建物が建つ予定です。</p> <p>番号 2 ですが、6P をご覧ください。の向かいが申請地です。7、8P をご覧ください。隣に道とありますが、こちらがの前の道路になります。</p> <p>の三角地に多目的倉庫を建てられますが、その向かいの側に自宅がございまして、そこにログハウスのような建物が建っていて、それを移設するという事です。土盛りもされないまま建てられます。の間に側溝があり雨水が流れるようになっていますが、小さいもので影響はないと思われます。</p>
	議 長	議案第 1 号につきまして、質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なきものと認め、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について議決決定されました。
議案第 2 号 農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について	議 長	議案第 2 号『農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程いたします。提案者からの説明を求めます。
	局 長	農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定を求めます。 内容につきまして、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p>【『農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』朗読（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記・田 現況・田</p> <p>2,048 m<sup>2</sup>の内 80 m<sup>2</sup></p> <p>申請人：</p> <p>農業用施設用地 育成牛舎（7 頭用） 建築面積 80 m<sup>2</sup></p> <p>現在の牛舎が手狭になったため、牛舎 1 棟を増設する。</p> <p>増頭されるため現在の牛舎では狭いということで、建築面積 80 m<sup>2</sup>の牛舎を建てられます。</p>
	議 長	議案第 2 号について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	議案第 2 号 農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満

		の農業用施設用地の認定について議決承認されました。
議案第3号 非農地証明の 交付について	議 長	議案第3号『非農地証明の交付について』を上程いたします。 提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	【『非農地証明の交付について』朗読（議案書4頁）】 番号1 土地の表示： 登記・田 現況・山林 234㎡ 所有者： 昭和51年国土地理院地図で山林を確認 非農地証明の根拠ですが、昭和51年の国土地理院の地図で山林を確認しているというものです。
	議 長	議案第3号について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第3号『非農地証明の交付について』は議決承認されました。
議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』提案者より説明を求めます。
	局 長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 これについては局長補佐が説明いたします。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読（議案書7～8頁）】  整理番号 111番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 1筆 計 1,281㎡  以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議 長	では、議案第4号について質疑を受けます。
	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。
議案第5号 農用地利用配分計画の意見照会について	議 長	議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。 提案者より説明を求めます。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書9～12頁）】。
	議 長	議案第5号について質疑を受けます。

作野委員	<p>大規模に取り組みられるようですが、土地の状況についてお尋ねします。</p> <p>構造改善した土地もあるようですが、それよりも細かい田が数多くあるようです。飼料作物を植えるとのことで土地の状況はどうなっているのか教えてください。</p>
本田 課長補佐	<p>こちらは の山間部に面した場所になります。</p> <p>仰られるように段々となっている圃場ですので、一窪当たりの面積は1反～2反弱です。ただ、比較的集中した場所にあり、離れたところでも1キロ以内の距離で収まっています。</p> <p>田として作付が行われていましたが、現状を確認しますと一部水はけが悪い箇所等々もあり、担い手機構さんに明渠を掘ってもらう形で取り組みをさせていただきました。</p> <p>整備をした田はおおむね乾燥しているところで、これからの作付は状況を見ながら生育の具合を確認していこうと思います。</p>
作野委員	<p>窪が1反そこそこの田ということでしたが、どのような事業を使って、どのくらいの規模の機械で取り組まれるのかお答えください。</p>
本田 課長補佐	<p>昨年度に経営体育成支援事業を使われて機械を整備されたと確認しています。どのくらいの規模の機械を入れたかについては再度調査させていただいてお答えいたします。</p>
糸田委員	<p>契約期間が2年とありますが、中間管理機構が入って整備をして、それから さんが引き受けられて、2年の契約となっていますが何か理由があるのでしょうか？</p>
局長補佐	<p>この農地は一部遊休農地にも上がっていて荒れた農地を中間管理機構は直接受けられないので、条件として受け手を探して、中間管理機構で整備をしていただくという話になったものです。</p> <p>なお、地権者の方にも地域の農業委員さんと説明させていただいております。</p> <p>その話の中の結論として、まず2年間は使用貸借で使わせていただいて、3年目以降は、作付の状況などを踏まえて現地を確認してどういう条件で貸し出すのか決めていく、という経緯でございます。</p> <p>2年間は使用貸借で、その後3年目から本格的に作付を始めていくということで地元の方が納得されています。</p>
議 長	<p>ほかに異議ありませんか。</p> <p>無ければ私から一点伺います。</p> <p>2年間の中間管理の契約になっていますが、もしも途中でやめられた場合どのようなペナルティが課されるのか、あるいはペナルティがないのか、というのを伺っておかないと、途中放棄された時の責任の所在がどこになるのか懸念しています。</p> <p>さんは今 頭ほどしか飼育しておられないのに、これだけの農地をやられるというのはリスクがあると思います。これくらいの規模なら飼料を買ったほうが安いように思うが、そういったことは考えられましたか？</p> <p>経営面についても考えた上で耕作されるつもりなのかどうかお答えください。</p>
本田 課長補佐	<p>細かい将来像についてまで聞き取りなり調査をしておりませんで、現時点で明確な町としての方針をこたえることができません。次回までに</p>

		調査しご報告させていただきます。先ほど説明しました経営体育成の補助金には県も絡んでおり、一定期間は計画に沿った形で実行されなければ補助金返還もありうると県より確認しています。そのような事も合わせまして、2年の貸借期間が終わった後に万が一辞めるということが発生した場合、どのようなペナルティがあるのか、町としてどのような考えで、それまでに対策として持っておくかご報告したいと思います。
	作野委員	<p>窪数、田の数が非常に多い、説明ではケタも広いようです。草が生えたらどうするのか、管理をするのにどのような考えで取り組まれるのか。</p> <p>また、それに伴いどのような機械を導入されますか。3段窪ということで非常に効率が悪く、大きな機械も入れませんし、労力がかかると思われます。乾燥についても風が通りにくいのではないかと思います。</p> <p>非常に労力もかかると思うのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか？</p>
	議 長	皆さんに伺いますが、議案第5号について本日は答弁が難しいと思われまますので、一旦保留にしまして次回までに調査をしてもらい、議決をとるということで進めていきたいと思いがいかがでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしということですので、議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』は保留とさせていただきます。
議案第6号 『B判定農地の判定結果並びに議決について』(追加案件)	議 長	<p>議案第6号『B判定農地の判定結果並びに議決について』を上程いたします。</p> <p>説明をさせていただきます。</p> <p>別紙の特別委員会による現地調査についてのご案内をご覧ください。</p> <p>本日9時より、委員さんや現地調査委員さんと共に現地調査に行ってきました。順に説明します。</p> <p>1番 登記地目は畑 現況は山林 です。こちらは 集落の一番下、 に近いところにあります。井上武委員さんからも、随分前に管理されている方が出られて、お子さんも京都の方に住んでおられるという報告があったので、行きましたところ、やはり山林の状態でした。</p> <p>これにつきましても皆さんと確認をして全会一致でやむを得ないだろうと認めたという事でございます。</p> <p>続いて2番 登記地目は畑 現況は原野についてです。</p> <p>家は建っておりますが、不在者地主という事です。 集落で一番に近いところ。整備をして家の方も取り壊して、綺麗にし、そしての方に移らねたいというお話の中で、こちらについても非農地としても認められますが、非農地証明というよりもB判定という形で農家の負担が無いような形で進めたいという思いがありまして、この土地につきましても満場一致で認めたものです。</p> <p>次に3番 登記地目は田 現況は山林です。</p> <p>さんというお宅の対面、道を挟んで山側でございます。こちらについても山の縁という事で山林化しておりましたので、満場一致でこの状態であればやむを得ないだろうという事で認めました。</p> <p>皆さん方で審議していただいて承認が得られれば、農業委員会、特別委員会の承認を得たこととなりますので、農地の転用に掛からせて頂きたいと思っております。</p>

		<p>質疑を受けたいと思います。何か質疑のある方はいらっしゃいますか？</p>
	一同	無し。
	議長	<p>無いようですので、議案第6号『B判定農地の判定結果並びに議決について』は特別委員会の現地調査に基づき、農業委員会におきましても議決承認されました。</p> <p>引き続き、順序を経て手続きを進めていきたいと思います。</p>
5. 報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について	議長	<p>報告『農地法第18条第6項の規定による通知書について』を上程いたします。</p> <p>提案者より説明を求めます。</p>
	局長補佐	<p>【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読（議案書13頁）】</p> <p>長きにわたって耕作されておりましたが、さんが現在、才で、農業を続けことができないという事で、この度合意解約することになりました。</p> <p>当時の議案書では10aあたり 円という記録を確認させていただいております。</p>
	議長	質疑を受けたいと思います。
	一同	無し
	議長	無いようですので、合意解約という事で承認したいと思います。
	議長	その他『活動記録簿の提出について』提案者より説明を求めます。
6. その他	局長補佐	<p>議案書の一番最後のページに、農業委員会活動記録簿をつけさせていただいております。毎月色々な活動をしておられるものを記録していただけるようにお付けしました。</p>
	議長	順序が前後しますが先に『中間管理機構の一部変更』について提案者より説明をお願いします。
	本田課長補佐	<p>お手元の資料で、農林水産省が作りました機構集積協力金の概要の説明という事で、限られた時間ではありますが説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>今年度、機構集積協力金につきましては大きな改正点がありました。</p> <p>まず先に主な変更点につきましては、機構の活用率の計算の考え方に変更がございました。</p> <p>1頁の下段に、機構の活用率の計算方法という所に算出法が書いてありますが、端的に申し上げますと、中間管理事業が始まりまして数年経っております、これまで一部地域におきましては機構を通じた集積が少しずつ進んでいる状況です。</p> <p>そこで、地域におきましてこれまで面積の分母でありました地域の農地面積の中から、中間管理機構に出した面積を引いて分母と考えるという事に変更されました。</p> <p>たとえば50ha地域に農地があって、そのうちの30haが機構に出ていて残りが20haですが、今までの通りの分母ですとどうしても集約率というのが、機構への活用率が、分母が大きいがために低くなってしまいます。</p> <p>ですので、機構に預けている分は分母としてカウントせずに、残っているものの面積からどのくらい活用したか計算するという風に方法が変わったという事でございます。</p> <p>他の機構を利用していない地域におきましては、地域の農地がすべて対象になるので変わりはありませんが、一部地域におきまして活用率の</p>

条件が少し良くなった、そういう計算法に変わりました。

それから、昨年度までありました耕作者集積協力金ですが、これは中間管理機構が借りて、担い手さんに出している土地の近隣の土地を同じ担い手さんに出した場合に交付金として交付をされるという制度でした。こちらにつきましては平成 30 年度から廃止という事で、今年度から耕作者集積協力金は廃止という事になっております。

最後に大きな変化でございますが、人農地プランの関連です。2 頁の下段の方に記載があります。

今年度以降、機構集積協力金の対象となる農地というのが町でも作っております人農地プランの実質化をしているものが対象となるという変更がされました。

実質化とはどういったことかを端的に申し上げますと、ここに記載がありますように、地域の関係者や担い手さん、営農されている方などと話し合っ、今ある農地を将来的に誰にお願いしていくかという計画を、人農地プランの中に具体的に落とし込んだもの、方針を記載したものを「人農地プランの実質化」という事で今年度新たに国が示してきた条件でございます。但し、注意書にもあります通り、今年度と来年度はまだ制度が始まってこれからのものですので、どのような工程で実質化への取り組みをしていくのか、その工程表を作りなさいと国から求められていますので、工程表を作っていれば今年度と来年度に限っては協力金の対象農地という事になります。南部町についても、今年度中に工程表を作成する前段の準備を始めておりますので、それに沿って地域の皆さんと話をしながら人農地プランの実質化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、地域集積協力金が変わっています。これまでは集積集約化タイプと言いまして、地域の農地をどれだけ機構を通じて担い手に貸し出したかという比率に応じてその面積に単価を掛けたものを交付しておりました。今年度より比率が変わっておりまして、記載があるようにそれぞれ区分が書いてあります。交付要件に、対象面積の 1 割以上が新たな担い手に集積される必要があると書いてありますが、こちらが先ほど申し上げたように、担い手さんに全く出していない農地を全体の農地から機構に出している農地を引いたところの 1 割以上が新たに担い手さんに集積されるという前提条件のもとに、一般の農地ですと地域全体の農地のうちの 2 割以上 4 割以下でしたら一反あたり 1 万円、4 割以上 7 割以下であれば一反あたり 16,000 円、7 割以上であれば 22,000 円という形で支給されます。

中山間地域につきましては、なかなか一窪当たりが大きな圃場をとることが難しいと思われまますので、機構の活用率が低くても単価が高く設定されております。中山間地域については、平地に比べて 1/5 の活用率で交付金が受けられるという事に新たに今年度制度が始まったという事でございます。

他にも集約化タイプというのがございますが、お手元の資料にありますイメージ図にあるように、それぞれの担い手さんがばらばらに集積をかけておられたケースが全国的にあるようですが、こちらをそれぞれで話し合いをしていただいて、機構を通じて各担い手さんでまとまった団地に集約をかけていった場合に、4 割超え 7 割以下であれば担当あたり

	<p>5,000 円、7 割超えますと 10,000 円でございます。但しこれについては、1 人の担い手さんが 1 ha 以上集約をかけていくという所が、担い手さんの面積割合を増やすことが条件ですので南部町につきましては「集約化タイプ」というよりは、「集約・集積化タイプ」で臨んでいく方がアプローチとしてスムーズかなと思っております。</p> <p>新しい政策で、具体的な部分がまだですので、なかなかすぐというのは難しいのかなと個人的に感じているところでございます。</p> <p>次に、3 号にあります経営転換協力金というものですが、こちらは昨年度もございましたが、農業部門の減少により経営転換する農業者さんに対して補助金を交付するものでございます。</p> <p>転換協力金の交付対象者というのが、こちらに記載がありますように農業部門の減少により主たる経営部門を 2 つ以上経営されていた方が何か 1 つ辞められるという方が対象になります。</p> <p>それから、もうリタイアをされて農地を中間管理機構を通じて担い手の方に作っていただきたいという方で農業をやめられる方が中間管理事業を使った場合に対象になります。</p> <p>また、農地を相続されたが、自分は農業をしないという方が貸し出す場合対象になる制度です。</p> <p>交付単価については、記載があるように今年度～令和 3 年度までは一反あたり 15,000 円、一戸当たりの上限が 500,000 円です。令和 4 年、5 年から一反あたり 10,000 円、一戸当たりの上限 250,000 円になります。</p> <p>こちらにつきましては、5 年間で段階的に縮小されて 5 年後に廃止の予定です。</p> <p>交付要件につきましては、基本的には全ての農地について 10 年以上機構を通じて貸し出す必要がある制度でございます。</p> <p>最後に農地整備集約協力金というところで、ケースとしては少ないかなと思っています。農地耕作条件改善事業、主にハード整備事業に当たる部分になると思いますが、この事業をされる場合一定の条件を満たすことができれば、その事業費に出る割合に対して記載のパーセンテージを掛けたお金を出して自己負担額を一部軽減しましょう。という制度でございます。</p> <p>イメージ図にあります通り、農地耕作条件改善事業実施区域において基盤整備が終わっている地区の中、あるいは地区に隣接する農地の中の面積で集約をかける面積の合計が 10ha 未満であるということ。それから対象農地のすべてが中間管理機構を通じて 15 年以上貸し付けられているということ、目標年度までに担い手に集積を行うこと。そして対象エリアが人農地プラン実質化のプランであること。という三項目が条件にされています。</p> <p>またそれぞれの地区から要望があった際に、このような交付金が使えないかどうか等、ご相談いただいた際に個別でまた対応させていただきたいと思っております。</p> <p>大雑把な説明ではございましたが、新たな制度という事で私の方も勉強させていただきながら推進をしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	今説明がありましたように、中間管理機構につきましても 5 年間で見

		直しという事ですので、皆さんから質問を受けたいと思います。
糸田委員		事業の対象農地が農振農用地ということですが、農振農用地の見直しが最近されていないので早急にお願いしたいです。 というのも、担当である法勝寺や落合、鴨部で、ゆうらくの辺りは農振農用地から外れているというのを初めて聞きましたが、優良農地なのに農振農用地でもない、人に貸したい受けたい、メリットが受けられないという事があるようですので、農振農用地の定義を明確にして、きちんとした見直しをお願いしたいなと思います。
本田課長 補佐		ご意見いただきましてありがとうございます。実情を改めて確認して見直しに取り組みたいと思います。
議 長		経営転換協力金というものについては、中間管理機構を通じて貸借でのみ対応か、売買によって農業者をやめるという場合でも得られるのか、確認をしてください。 生活拠点と農地が離れているゆえに農地を手放したいという話が大変多くあるので、そのあたりをお答えください。
本田課長 補佐		交付要件としては10年以上貸し付けること。と記載がありますが、これが売買にも対応しているのか否かについては県の方に確認をして後日お答えしたいと思います。
議 長		他にはありませんか。
一 同		無し。
		(産業課 本田秀和課長補佐退室)
庄倉委員		さんが先日亡くなられました。耕作面積も多い方だったので、まだ落ち着かない時期かと思いますが、農業委員会として何か助言などできるかと思いますが何か考えていますか。
局長補佐		本日も さんがご挨拶に来られておりました。具体的な話や今後どうされるかというのは聞いております。 さんご自身は仕事をされておりますので、耕作はできないと思われるので、産業課と農業委員会事務局、担当地区の農業委員さんなどで打ち合わせさせていただきたいと思います。 あちこちにお持ちですので、受け手が決まりましたら時期はズレてしまうとは思いますが、その時は集積計画案で出させていただきたいと思います。 おおよそ ほど利用権設定されておられました。
糸田委員		いずれにしてもご家族に確認されてからがいいかと思います。
局長補佐		打ち合わせにはご家族の方にも来ていただこうと思っています。
作野委員		現在で ありますか？
糸田委員		ありますが、協力して今年の田植は終わらせています。
局長補佐		色々なところに農地がありますので、それぞれの地域の委員さんにもご協力をお願いしたいと思います。
7. 令和元年度第4回農業委員会総会の日程について	議 長	令和元年度第4回南部町農業委員会総会は、令和元年7月10日(水)に開催します。
8. 閉 会	議 長	これにて令和元年度第3回南部町農業委員会総会を閉会します。